

わが国のこども保険 (1) 小児保険の発売

大学では、入試と卒業式が間近な時期である。先日、大学生協の出資金について学生と話をした。ほとんどの学生は、大学生協の各種サービスを利用するために出資金を払って組合員となっている。出資金を払いさえすれば、10%割引で書籍を購入したり、安くて栄養のある食事を提供する学食を利用したりするメリットがある。最近、学食パスといって、親が入金し、子供が学食で使えるプリペイド・カードがあり、親は子供がしっかりと食事をとっていることをネットから確認できるような仕組みさえあるようだ。

話をした学生はこの3月に卒業する学生だが、生協の出資金を払い戻して自分の小遣いにするのだという。入学時に大学生協に加入する際に、親が生協の出資金を払うのが普通なので、彼にとっては、まさに棚から牡丹餅というべきものであろう。親が払ったのだから親に返さないのかと尋ねると、その学生は、「大学受かったとき、親が大喜びしていましたから、出資金を出したことなんかすっかり忘れていました」とのこと。この学生は親からの贈与であると受け止めているようだ。学生数でいうと全国の約半数の学生が大学生協のある大学に通っているとのことなので、大学4年生のいる家庭の親は、子供に出資金について確認してみるといいだろう。

親と子供の間のカネの関係には、単なる交換価値では語りつくせない多様な「価値」が含まれている。親の子供への願望や期待が金融商品のかたちで表現されるのは「こども保険」であろう。わが国では、「こども保険」が、戦前から広く普及していた。「こども保険」の正式な定義があるかどうかは定かではないが、とりあえず子供を被保険者とする生命保険と考えておけばよいだろう。わが国の「こども保険」の端緒のひとつは、「教育結婚資金保険」という名称の生存保険ではないかと考えられる。この保険は、明治29年に設立された日本教育生命保険（後に大正生命に合併）が販売している。この保険は、出生から14歳までの子供の加入を対象としている。その数年後にわが国にはじめて誕生した徴兵保険も「こども保険」の一種である。わが国ではじめて徴兵保険を発売したのは、明治31年に設立された徴兵保険株式会社（東邦生命の前身会社）であった。徴兵保険の加入年齢は、創立時の保険約款によれば、「1歳より満15歳の男児」となっている。細かいことで恐縮だが、1歳が満年齢でないので、実質的には「教育結婚資金保険」と同様に「出生から」と考えるべきであろう。

明治期には、様々な種類のこども保険が発売されており、それらの詳細については、この連載で逐次取り扱っていきたいが、本日は、簡易保険における小児保険について、関連する画像とともに紹介する。なお「簡易生命保険」とする方が正確だが、逓信省が「簡易保険」という名称を好んで使っていたことから、原則として「簡易保険」とする。

簡易保険は、逓信省がイギリスの郵便局による簡易生命保険に学んで開始した保険である。イギリスの郵便保険の業績は芳しくなかった。そこで、逓信省の役人は、イギリスの郵便局による簡易生命保険ではなく、むしろ簡易生命保険を販売する英米の民間保険の業

績に着目していたようである。イギリスでは、中産階級以上の階層に普及していた普通生命保険(ordinary life assurance)に対して、勤労世帯向けの小口の生命保険のことを簡易生命保険(industrial life assurance)と呼んで区別していた。後者のマーケットは19世紀後半に急速に増大し、英国プルデンシャルはこの市場で社業の基礎を確固たるものとしていた。逓信省の簡易生命保険は、勤労者向けの後者に属する保険であるという認識で開始された。最初の画像は、京橋区木挽町にあった洋風煉瓦造の逓信省の本省で、1909年6月に完成した建物である。この建物は、関東大震災で焼失したが、大正5年が逓信省による簡易保険の開始なので、簡易保険がこの建物から始まったといってもよい。

簡易保険が15周年を迎える昭和6年に郵便局による小児保険が発売された。『簡易保険(簡易保険創始15周年記念号)』の記事を中心に当時の「保険案内」を参照しながら、小児保険の特徴を確認してみよう。園田栄五郎簡易保険局長によれば、これまで満12歳以上の者でなければ加入が出来なかった簡易保険に、12歳未満の小児も加入できるようになり、「新たに小児保険という一種類」を設けた。よって小児保険は、従来の簡易保険(養老保険)とは、まったく別の新商品というわけではなかった。

ただし従来の簡易保険とは、次の点で異なっていた。第一に、保険契約者及び保険金受取人が、被保険者である小児の実父母、養父母、実祖父母および実兄弟に限られていたこと。第二に保険金額が小児の年齢によって変化(漸増)する仕組みとなっていること。そして第三に、保険種類が15年満期と20年万位の二種類とシンプルなこと。さらに保険料も月額1円、50銭または30銭と三種類のみであった。この連載でも説明させていただいたことがあるが、民間保険の保険契約と簡易保険の保険契約の大きな違いの一つは、前者が保険金額を決めてから保険料が決まるのに対して、後者は支払保険料を決めてから保険金額が決まる方式であった。民間保険が保険需要(ニーズ)を中心に募集が行われたのに対して、小口の簡易保険は、家計の可処分所得を中心に考えて保険を用意したのである。

「オテテツナイデ、ミナハイラウ」という画像では、満期保険金による貯蓄性が強調されている。郵便局の親しみやすさと子供たちの無邪気を強調したデザインに簡易保険局の意気込みが感じられる。

次の「保険案内」のデザインは、「モダン」で明るい図柄である。美術の様式感に自信があるわけではないが、アール・ヌーボーなどの影響を受けているようだ。これを見ると、小児保険がどのような階層の子供の加入を狙っていたのか分からなくなるが、都市部用と地方用の保険案内があったのかもしれない。以上のようなのんびりとした図柄は、戦時期になると自粛されていったようだ。

最後に掲載したのは、男の子が勇ましくおもちゃの馬に乗っている図柄であるが、左下に「戦時下の我国民に最も相応しい貯蓄の一方法です」と記されているように、戦時期の「保険案内」である。子供といえども少国民として参戦意識を強いられる時代に突入していたのである。



The Department of Communication.

省信通



簡易保険創始
十五周年記念號

目次

簡易保険創始十五周年に際して……………	二
記念日に當りて……………	三
小兒保険の實施に就いて……………	四
簡易保険十五周年を迎へて……………	七
十五周年を迎へて……………	八
簡保十五周年年金五周年を祝して……………	九
保険年金の躍進と小兒保険創始……………	九
十五周年と五周年……………	一〇
攝取不捨……………	一一
所感……………	一一
目出度い十月一日……………	一二
九州に於ける福祉施設……………	一三
創業當時の回顧……………	一五
簡易保険規則改正……………	一六
郵便年金規則並取扱規定改正……………	一六
ラジオ「十月やあい、一日やあい」……………	一八
映画「山村の光」……………	一八
統計……………	三一





昭和六年九月 東京 凸版印刷株式会社印刷

備考

一、契約申込當時の年齢は満三歳に達してゐなければなりません。それ以上の年齢は、出生の月から契約申込の月迄月を以て計算し、一年未満の端数を生じたときは、其の端数が七以上の場合は切上げ、六月以下の場合は切捨てるのであります。

二、死亡又は満期當時の年齢は満年齢であります。

△國旗は門毎保険は人毎

△八千萬簡易保険で手を繋ぎ

△保険に優る慈愛なし

強く育て、保険で護れ



小兒保險は
なつかしいお
うらやましい
お金の力
を助けて
くれる
お金の力
を助けて
くれる
お金の力
を助けて
くれる